

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会
麻しんに関する小委員会の設置について

平成 24 年 5 月 17 日
厚生科学審議会感染症分科会
感染症部会長定め

1 設置の趣旨

平成 24 年度までに麻しんを排除し、かつ、その後も排除状態を維持することを目標に、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日）」が策定され、予防接種の推進など総合的な対策が講じられてきた。

しかしながら、現時点において、我が国は年間 400 名以上の麻しん患者が発生しており、指針に掲げられた平成 24 年度までに麻しんの排除という目標は達成できていない。

当該指針は、少なくとも 5 年毎に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することとされており、更なる対策の実施に向けて、麻しんの発生動向、最近の科学的知見等を踏まえ当該指針の再検討を行うため、厚生科学審議会運営規定第 8 条により厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の下に「麻しんに関する小委員会」を設置する。

2 委員

- ・委員会の委員は別紙のとおりとする。
- ・委員長は感染症部会長の指名によるものとする。
- ・委員長は副委員長を指名できる。
- ・必要に応じて参考人を招致することができる。

3 その他

- ・委員会の議事は原則公開とする。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。
- ・委員会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課が行うこととする。

厚生科学審議会感染症分科会感染症部会
麻しんに関する小委員会委員

遠藤 幸男 福島県県北保健福祉事務所長

◎ 岡部 信彦 川崎市衛生研究所長

小森 貴 社団法人日本医師会常任理事

竹田 誠 国立感染症研究所ウイルス第三部長

多屋 馨子 国立感染症研究所感染症情報センター第三室長

中野 貴司 川崎医科大学小児科学教授

増田 郁夫 群馬県沼田市立沼田南中学校長

皆川 洋子 愛知県衛生研究所長

南 砂 読売新聞東京本社 編集局医療情報部長

◎委員長

(50音順・敬称略)